

井田病院一般 X 線撮影装置（令和 8 年度購入分）保守業務委託仕様書

1 目的

本件は、一般 X 線撮影装置の保守業務について専門的な知識と技能を有する受託者に委託することにより、機器の適正な管理運営を推進し、もって市立病院における患者サービスの一層の向上に寄与することを目的とする。

2 委託期間

納入日から 9 年間（ただし、納入日から 1 年間の無償保証期間を含む）

3 履行場所

川崎市中原区井田 2 丁目 27 番地 1 川崎市立井田病院

4 保守業務対象機器

- (1) 一般 X 線撮影装置
- (2) 画像処理システム

5 保守内容及び時間等

別紙明細書のとおり

6 書類の提出

受託者は、医療法施行規則等の関係法令に規定される医療機器保守業務を適正に行う能力のある者の基準を満たしていなければならない。また、当該条項に規定する業務案内書、標準作業書及び業務従事者に対する研修内容等についての資料を提出し、病院と協議を行い、その承認を受けなければならない。

7 委託料の請求

受注者は、委託業務完了届の検査を受けた後、川崎市の指定する方法により請求するものとする。委託料は納入（検収）日から 12 か月（1 年）間の無償保証期間終了後から発生するものとし、3 か月毎に年 4 回分割として請求すること。

また、定期保守点検後の委託料請求時には報告書を添付すること。

8 感染防止対策

受託者は、業務を遂行する上で、病院という施設の特殊性を考慮し、井田病院院内感染対策マニュアル等に準じた感染防止対策を講じて、保守点検作業を行うこと。また、万が

一業務従事者が感染症等に感染した場合には、病院の指示に従い、当該業務従事者への処置及び他の者に感染することが無いように感染症対策を迅速に講ずること。

なお、これらの処置にかかわる費用については、受託者の負担とする。

9 業務の引継ぎ

次回契約を締結した業者には、川崎市の通常業務が行えるよう、業務内容の引継ぎを行うこと。

10 サービスエンド

サービスエンドについて、契約開始日にその期日が分かっている場合は通知し、契約期間中に新たに判明したものについても判明した時点で即時川崎市へ通知すること。

一般X線撮影装置保守業務明細書

1 保守業務対象機器構成

一般X線撮影装置

- ・ X線発生装置
- ・ 天井式保持装置
- ・ X線源装置（X線管装置除く）
- ・ 臥位撮影台
- ・ 立位撮影台
- ・ 付属機器

2 保守内容及び時間帯

(1) 定期点検

- ア 定期点検については、契約期間中に年1回実施と定め、技術員を派遣して装置が正常動作を行えるように、清掃及び点検調整を行う。
- イ 業務日程については、川崎市が指示する日時に行うこととし、それ以外の日時で作業を行う場合は、事前に川崎市職員と協議すること。
- ウ 定期交換部品及び定期点検に要する部品費・技術料・出張費等は、すべて受託者の負担とする。
- エ 受託者は、機能維持、信頼性向上を目的としたソフトウェアのバージョンアップは随時、契約期間中に無料で実施しなければならない。ただし、機能向上を追加目的としたものは、別途請求するものとする。

(2) 故障時対応

- ア 機器が故障したときは、電話対応（24 時間・365 日）により、速やかに技術員を派遣し修理を行い、機能を回復させること。
- イ 修繕に要する技術料・出張費等は、すべて受託者の負担とする。ただし、X 線管装置は川崎市の負担とする。
- ウ 技術員による現地での修理作業等は、月曜日から土曜日（8:00～20:00）の間に実施するものとする。

画像処理システム保守業務明細書

1 保守業務対象機器構成

画像処理システム

- ・制御キャビネット
- ・電源供給ユニット
- ・FPD 装置
- ・付属機器

2 保守内容及び時間帯

(1) 定期点検

- ア 定期点検については、少なくとも、契約期間中に年 1 回 (FPD は年 1 回のキャリブレーション) と定め、技術員を派遣して装置が正常動作を行えるように、清掃点検調整を行う。
- イ 業務日程については、川崎市が指示する日時に行うこととし、それ以外の日時で作業を行う場合は、事前に川崎市職員と協議すること。
- ウ 定期交換部品及び定期点検に要する部品費・技術料・出張費等は、すべて受託者の負担とする。
- エ 受託者は、機能維持、信頼性向上を目的としたソフトウェアのバージョンアップは随時、契約期間中に無料で実施しなければならない。ただし、機能向上を追加目的としたものは、別途請求するものとする。

(2) 故障時対応

- ア 機器が故障したときは、電話対応 (24 時間・365 日) により、速やかに技術員を派遣し修理を行い、機能を回復させること。
- イ 修繕に要する技術料・出張費・部品費等は、すべて受託者の負担とする。
- ウ 川崎市に起因する故障の FPD 装置保証は年 2 回までは全額保証とし、3 回目以降は半額を保証する。
- エ コンソール付属の高精細ディスプレイは保証内とする。
- オ 技術員による現地での修理作業等は、月曜日から土曜日 (8:00～20:00) の間に実施するものとする。